

高知県農地耕作条件改善事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)

第1条から第8条 (略)

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、知事が規則第10条第1項の規定による状況報告の必要があると認めるときは、別記第5号様式による状況報告書を提出しなければならない。

第10条から第13条 (略)

(補助の条件)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、別記第13号様式による遅延届出書を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、歳出予算の繰越を必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって届出書の提出に代えることができる。

2 補助事業者は、補助事業に関する書類を当該補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第14号様式による補助金調書を作成しておかなければならない。

(旧)

第1条から第8条 (略)

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による状況報告は、別記第5号様式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く）末日現在における状況報告書を、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

第10条から第13条 (略)

(補助の条件)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に関する書類を当該補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

…(新設)…

4 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

5 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

6 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

7 市町村以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第15号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

8 市町村以外の補助事業者は、第4条第1項の規定による申請をしようとするときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証する書類を提出しなければならない。

（書類の提出）

第15条 補助事業者は、知事に書類を提出する場合は、全て所管の農業振興センター所長に提出しなければならない。

（附則）

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況、補助金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

4 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

5 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をするをすることができる。

6 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第13号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

7 補助事業者は、第4条第1項の規定による申請をしようとするときは、県税の滞納がないことを証する書類を提出しなければならない。

（書類の経由）

第15条 補助事業者は、知事に書類を提出する場合は、全て所管の農業振興センター所長を経由しなければならない。

（新設）

別表第2

- (1) 離島 (離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。)
- (2) 半島 (半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。)
- (3) 振興山村 (山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 条) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。)
- (4) 過疎地域 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) 第 2 条第 1 項 (同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)) に規定する過疎地域 (同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項 (これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項 (同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。))、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)) を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村 (同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)) をいう。)
- (5) 特定農山村地域 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。)
- (6) 急傾斜畑地帯 (旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法 (昭和 27 年法律第 135 号) 第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域 (水田地帯を除く。)) をいう。)

別表第2

離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、半島振興法 (昭和 60 年法律第 63 号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島、山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 条) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域 (同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成 12 年度から平成 16 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村 (同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。)) を含む。))、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成 5 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域又は急傾斜畑地帯 (旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法 (昭和 27 年法律第 135 号) 第 3 条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域 (水田地帯を除く。)))

(7) 指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）